

電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 電気事業法施行令の一部改正

託送供給等に係る収入の見通し等に関する経済産業大臣の権限を電力・ガス取引監視等委員会に委任すること。
(第四十六条関係)

第二 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部改正

一 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号の規定の施行に伴い、所要の読替規定を整備すること。
(第三条関係)

二 特定小売供給約款の変更の命令に関する経済産業大臣の権限を電力・ガス取引監視等委員会に委任すること。
(第七条関係)

第三 附則

この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月一日）から施行するこ
と。